茨城県で有機農業物の生産販売を営む申立人について、人参、小かぶ等に 係る風評被害による逸失利益等が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X有限会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないことを相互に確認する。

記

損害項目 ア 人参・小かぶ・茎ブロッコリー及び縮みほうれん 草に係る逸失利益

イ 検査費用

期 間 自 平成23年6月11日

至 平成24年10月10日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、

ア 人参・小かぶ・茎ブロッコリー及び縮みほうれん草に係る逸失利益5,180,000円

イ 検査費用

133,000円

の合計金5,313,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(第1項記載の期間に限る。 また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当 事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立 人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す る。

平成25年3月26日

(仲介委員 黒田純吉)